平成２７年（フ）第１０４７９号
東京都板橋区赤塚６丁目５－14
破産者　向山　　明
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４８０号
東京都板橋区成増４－25－５－507、住民票上の住所東京都板橋区赤塚６丁目５－14
破産者　向山　哲由
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７６１号
東京都足立区新田２丁目28番３号　柳コーポ102号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区新田２丁目28番３号
破産者　株式会社一柳
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７６３号
東京都足立区新田２丁目28番３号　柳コーポ102号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区西池袋１丁目38番５号　セイコービル７階
破産者　株式会社セイコーエンターテイメント
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８５０号
東京都足立区綾瀬７丁目１－23－303
破産者　石井　　浩
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２２号
東京都目黒区平町１丁目20－３－102
破産者　石井　信幸
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２２１号
東京都品川区豊町３丁目２－10－303
破産者　沖野　雅代
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７号
東京都墨田区江東橋５丁目４－９－102
破産者　川口　弘美
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７１号
東京都品川区西五反田２丁目５番10号
破産者　有限会社イースマイル
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７２号
東京都品川区西五反田２丁目13番１－306号
破産者　有限会社サンスクエア
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰沢町87－25
破産者　三浦　陽一
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７０号
東京都板橋区中丸町59－５－101
破産者　古川　良也
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９８号
東京都大田区東矢口３丁目12番７号
破産者　有限会社アドバンス・リンク
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９９号
東京都大田区鵜の木３丁目10－７
破産者　篠澤　　浩
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７００号
東京都大田区鵜の木３丁目10－７
破産者　篠澤フミヱ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２５号
東京都江戸川区瑞江２丁目21番13号　ビアネーズスガ201、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木３丁目７番１－2111号
破産者　株式会社ＣＴＳ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２６号
東京都江戸川区瑞江２丁目21番13号　ビアネーズスガ201、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木３丁目７番１－2111号
破産者　株式会社トイラボ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２７号
東京都江戸川区瑞江２丁目21－13－201
破産者　杉江幸一郎
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３２号
東京都中央区東日本橋２丁目27番７号　東京装粧会館301号
破産者　株式会社酣燈社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３３号
東京都板橋区徳丸１丁目19－13
破産者　西尾　太郎
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０３号
東京都北区王子１－24－２　グランメール王子１階、商業登記簿上の本店所在地東京都北区王子２丁目24番５号
破産者　有限会社ケイ・インターナショナル
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部